

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
ウッドフューエル白井株式会社 代表取締役 黒田 栄作	白井市中字越戸 149 番 37	6,687.25 m ²	工業地域、 工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、北総鉄道白井駅から北に約 4.1 キロメートル離れた白井工業団地内にあり、工業地域及び工業専用地域に位置している。

施設は幅員 10 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

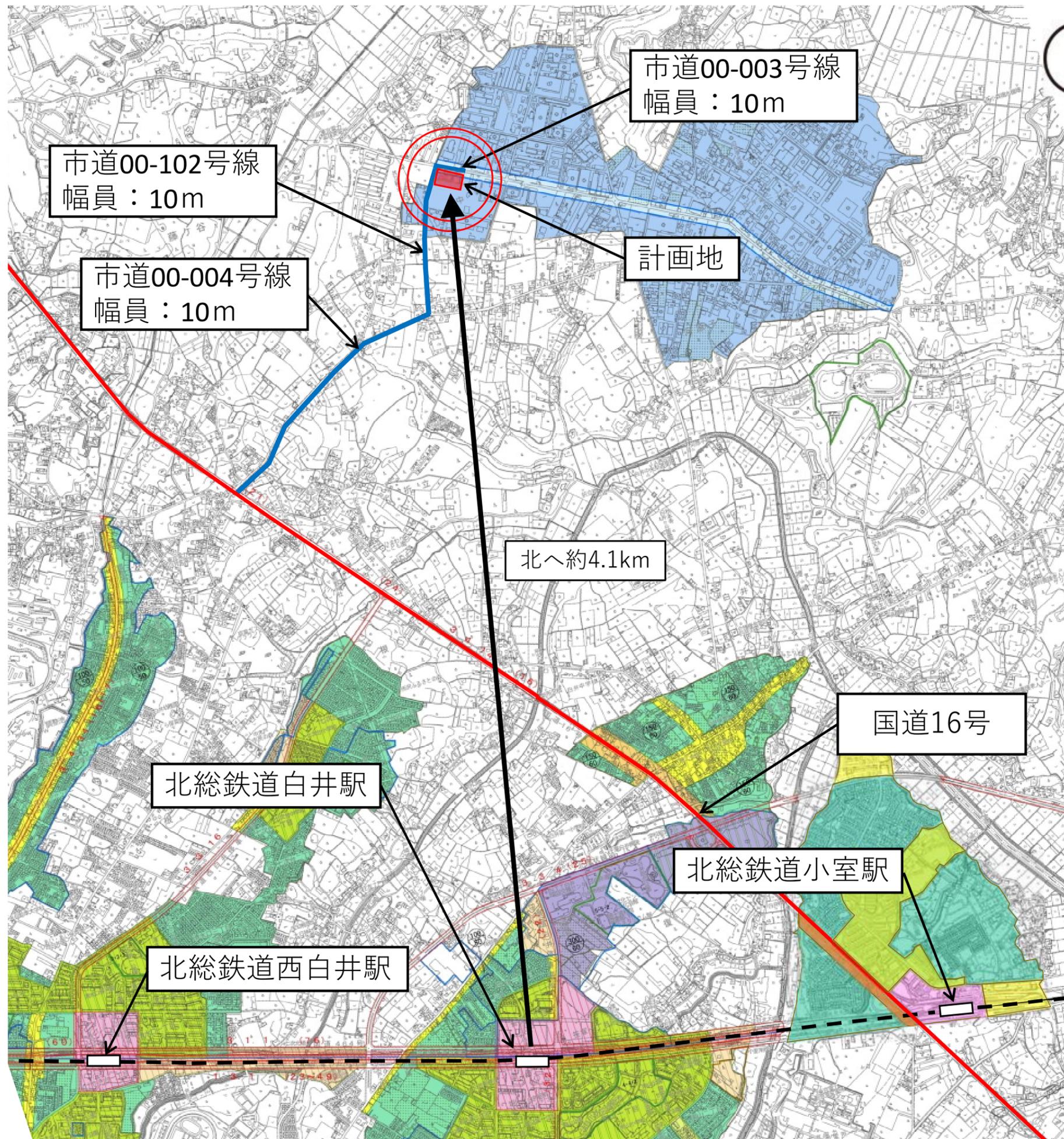
計画概要書

- 1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

- 2 施設の処理能力
 《新設》破砕施設：1基 木くず 658.2 t/日

- 3 建築物 新築 3 棟

位置図 1 : 20,000



凡 例			
用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	容積率 (建蔽率)
第一種低層住居専用地域	40%	80%	
	50%	100%	
	60%	150%	
第一種中高層住居専用地域	60%	200%	
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	
第一種住居地域	60%	200%	
第二種住居地域	60%	200%	
準住居地域	60%	200%	
近隣商業地域	80%	200%	
準工業地域	60%	200%	
	60%	300%	
工業地域	60%	200%	
工業専用地域	60%	200%	
市街化区域			
第1種高度地区			
第2種高度地区			
準防火地域			
生産緑地地区			
地区計画			
都市計画道路			
都市計画公園			
都市計画供給処理施設			
都市高速鉄道			

凡例	
	…国道
	…市道
	…鉄道



河原子

市道00-003号線
幅員：10m

工業専用地域

凡例

	市道
	搬入車両
	搬出車両

工業地域

計画地

工業専用地域

市道00-102号線
幅員：10m

第202回千葉県都市計画審議会「第2号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(白井市)について

1 施設の概要

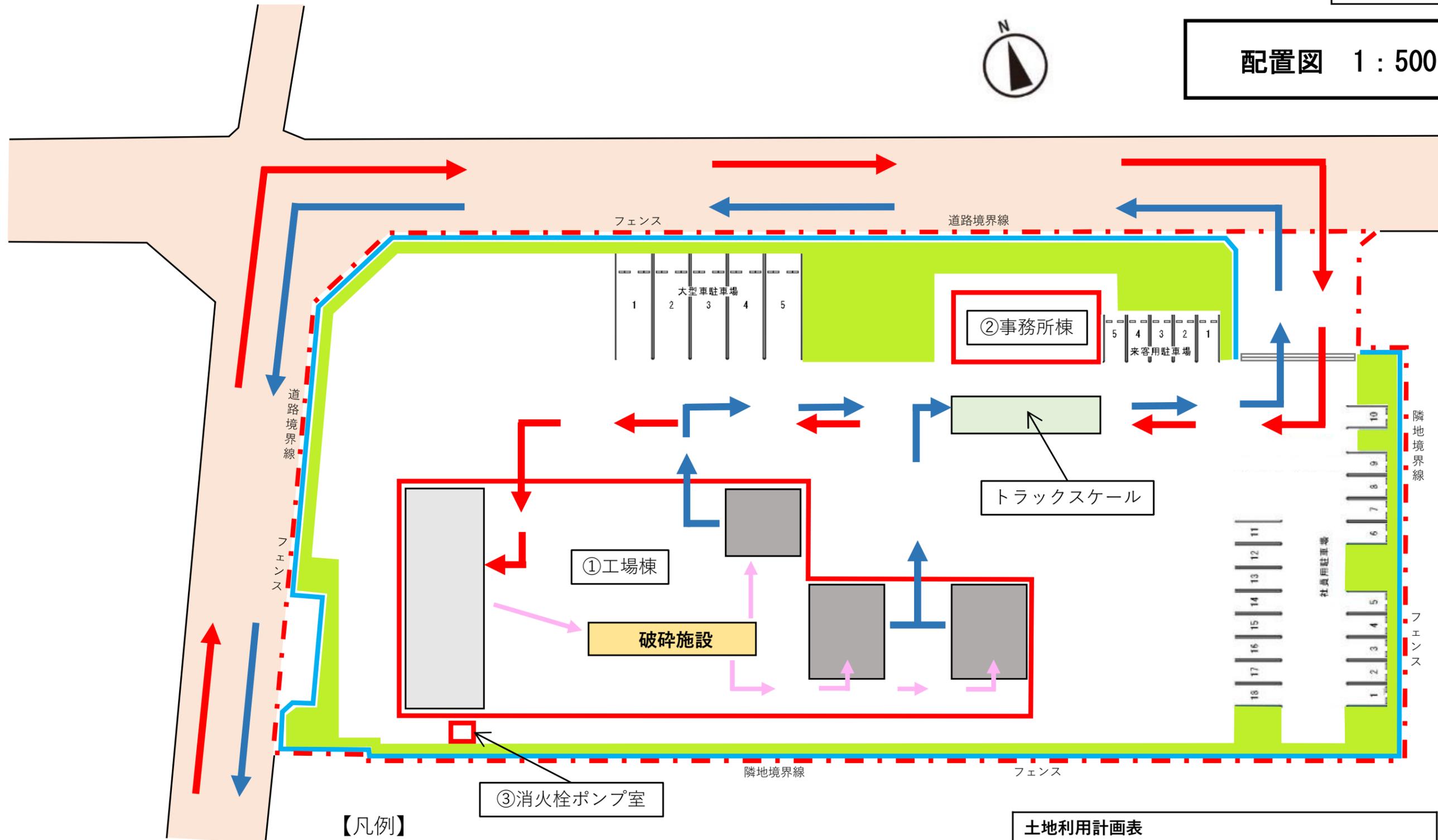
設置者	ウッドフューエル白井株式会社 代表取締役 黒田 栄作		
敷地面積	6,687.25 m ²	前面道路幅員	10m
計画地内の 処理施設	許可対象施設(産廃)		
	新設: 破碎施設(1基)		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市の都市計画上支障がない。 ・ 申請地は工業地域及び工業専用地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入経路は、幅員10mの市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約140台)
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ2.0m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1:500



【凡例】

	計画地の境界線		フェンス2.0m
	建築物の輪郭		処理フロー
	緑地(703.62㎡、10.52%)		処理施設
	搬入		処理前保管場所
	搬出		処理後保管場所

土地利用計画表

番号	用地	建築面積	割合
①	工場棟	1516.79㎡	22.68%
②	事務所棟	112.62㎡	1.68%
③	消火栓ポンプ室	4.00㎡	0.06%
	計	1633.41㎡	24.42%

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：6～22時（16時間）]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝（6～8時）	55dB	55dB
				昼間（8～19時）	60dB	54dB
				夕（19～22時）	55dB	42dB
	夜間（22～6時）	50dB	稼働しない			
	白井市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：6～22時（16時間）]		
				時間帯	規制値	予測値
朝（6～8時）				55dB	55dB	
昼間（8～19時）				60dB	54dB	
夕（19～22時）				55dB	42dB	
夜間（22～6時）	50dB	稼働しない				
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく振動規制区域に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく振動規制区域に該当しないため。		
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく悪臭原因物質を取り扱わないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく特定施設に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		